

新旧対照表

浦安市奨学支援金支給条例施行規則（平成27年規則第30号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（受給資格）</p> <p><b>第3条 省 略</b></p> <p>2 省 略</p> <p>3 条例第3条第4号に規定する規則で定める基準は、申請日の属する年の前年（申請日が1月から3月までの間の場合にあっては、前々年）（以下「<u>基準年</u>」という。）の収入が、申請者の属する世帯に適用される、生活扶助（第1類及び第2類並びに児童養育加算及び母子加算に限る。）、教育扶助、住宅扶助及び生業扶助に係る<u>基準年の10月1日時点の生活保護の基準額の合計額に1.3を乗じて得た額以内であることとする。</u></p> <p>（申請）</p> <p><b>第4条</b> 条例第5条第1項の規定により奨学支援金の支給の申請をしようとする者は、浦安市奨学支援金支給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。<u>ただし、第4号の書類については、市長が収入の状況を確認することができる場合は、添付することを要しない。</u></p> <p>(1)～(3) 省 略</p> <p>(4) <u>基準年の収入を証する書類</u></p> <p>(5) 省 略</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 <u>改正後の第3条第3項の規定は、令和8年4月分以後の奨学支援金について適用し、同年3月分以前の奨学支援金については、なお従前の例による。</u></p>	<p>（受給資格）</p> <p><b>第3条 同 左</b></p> <p>2 同 左</p> <p>3 条例第3条第4号に規定する規則で定める基準は、申請日の属する年の前年の収入が、申請者の属する世帯に適用される、生活扶助（第1類及び第2類並びに児童養育加算及び母子加算に限る。）、教育扶助、住宅扶助及び生業扶助に係る生活保護の基準額の合計額に1.3を乗じて得た額以内であることとする。</p> <p>（申請）</p> <p><b>第4条</b> 条例第5条第1項の規定により奨学支援金の支給の申請をしようとする者は、浦安市奨学支援金支給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 同 左</p> <p>(4) <u>申請日の属する年の前年の収入を証する書類</u></p> <p>(5) 同 左</p>